

Q	<p>運動型通所サービスの短期間利用について</p> <p>(質問内容) 運動型通所サービスを短期間限定で利用する場合には、基本チェックリストのみで利用可能とあるが、具体的な期間はどの程度を想定しているのか(説明会では現行の二次予防相当であったので、4ヶ月程度、計16回なのか)?</p>
A	<p>認定更新によらず、新規に基本チェックリストを実施し、事業対象者となった方の運動型通所サービスの利用期間は3ヶ月とする。このサービスは、終了後も介護予防に自主的に取り組めるよう、事業終了後の活動継続の場(サロン等)への参加等も含めて支援することが重要である。</p>
Q	<p>3時間を超えてサービスを提供する通所事業所のサービス類型</p> <p>(質問内容) 基準緩和型の短時間は3時間未満ですが、午前か、午後のみと、10時から14時くらいの短時間もあるが3時間を超えれば従来型(現行相当サービスである介護予防通所サービス)と判断して良いですか。</p>
A	<p>提供時間が3時間を越えれば介護予防通所サービス(現行相当型)となる。</p>
Q	<p>現在短時間で提供しているサービスの総合事業におけるサービス区分</p> <p>(質問内容) 現在、短時間(3h前後)・機能訓練のみ提供の通所介護事業所で、H29.4からも現行のままで、総合事業を行う予定の事業所は、「現行相当サービス」になるのか(申請せずそのまま続行でよろしいか)。それとも運動型通所サービス(基準緩和型通所介護)の申請が必要になるのか。(3-5hの事業所指定を取っている場合で機能訓練のみ提供している場合)</p>
A	<p>提供時間が3時間未満であれば運動型通所サービス(基準緩和型)となり、3時間以上であれば介護予防通所サービス(現行相当型)となる。利用者のケアプランによって、提供サービスが運動型通所サービスになったり、介護予防通所サービスになったりするが、介護予防通所サービスの利用者と運動型通所サービスの利用者を引き続き受け入れる場合は、双方の指定が必要となる。</p>
Q	<p>要介護と要支援のサービスの一体的な提供の可否</p> <p>(質問内容) 1. 今までは要介護の方と要支援の方は定員の範囲内であれば一緒の時間場所で対応できていたのですが、総合事業になれば、要介護の方と要支援の方は一緒に対応できますか。(できなければ、4月以降は別の時間か場所を変える必要があるのでしょうか) 2. 要介護者と要支援者を4月より完全に分ける必要があるのでしょうか、時間か曜日分けて、運営が必要でしょうか。移行期間は全て同じ時間でやっても良いのでしょうか。単独での運営の場合は、利用者の数も少ないので、要介護の方も要支援の方も比率的には、時間や曜日を分けられないのですが、どちらかをやめてもらうことで対応するしかないのでしょうか。 3. 3-5時間で実施していれば、今まで通りに要介護者と要支援の方は同時に受け入れ可能なのでしょうか。(介護予防通所サービスという考え方でよいのでしょうか)この場合は運動機能加算を取れるのでしょうか。この場合、要支援の方が予防給付が終了した時点で、全て総合事業に移ることになれば、要介護者と時間を変えて対応していく事になると思いますが、例えば要介護者が1人でも要介護の方のための時間枠を残すか辞めてもらうことになるのでしょうか。 4. 総合事業の方と要支援の方は、一緒に対応しても良いのでしょうか。この場合は、運動機能加算は要支援の方は算定しても良いのでしょうか。</p>
A	<p>1)、2) 「必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮」が必要である(「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」104ページより)。HP掲載資料「総合事業(第1号事業)の事業者指定について」の「第1号事業(通所型)における一体的提供の考え方について」も参照されたい。 3)、4) 質問の場合は介護予防通所サービスとの一体的提供となる。要件を満たせば運動器機能向上加算の算定は可能。算定可能な加算はHP掲載資料「熊本市介護予防・日常生活支援総合事業単位」を参照されたい。なお、算定基準は従前の介護予防通所介護の算定基準に準拠するものとし、算定基準を満たさないことが判明した場合は加算の返還もあり得るため留意のこと。</p>

Q	作成資料について
	(質問内容) 運動型通所サービスの場合は、資料はどこまで作る必要があるのでしょうか。通所介護計画書のみで、運動機能加算が取れなければ機能訓練計画書は必要なくなるのでしょうか。運動型通所サービスでは書類は何を残しておく必要がありますか。
A	運動型通所サービスについて、運営基準の緩和はないため、作成すべき書類及び保管すべき書類は従前の介護予防通所介護に準拠する。また、加算についても算定基準は従前の介護予防通所介護の基準に準拠するため、作成すべき書類及び保管すべき書類も従前のおりである。 なお、運動型通所サービスは運動器機能向上加算がないため、当該加算に係る書類の作成は必須ではない。

Q	運動型サービス提供時間の下限
	(質問内容) 運動型通所サービスの場合の3時間未満とは何時間以上3時間未満なのでしょうか。(1h~3h未満)
A	運動型サービス提供時間の下限は2時間程度とする

Q	送迎の要否
	(質問内容) 運動型通所サービスの場合は、送迎は必要なのでしょうか。運転できる方は直接来てもらっても良いのでしょうか。
A	送迎の考え方については、従前の介護予防通所介護に準拠する。

Q	サービスの利用回数
	(質問内容) 要支援2の方は週2回程度ですが、事業対象者は週2回で2877円にて、やってもよいのでしょうか。総合事業に移行した場合は、利用者は週に何回の利用と考えてよいのでしょうか。総合事業になった場合は全て週1回の利用になるのでしょうか。
A	利用回数については、 通所サービスは、 週1回程度 要支援1、事業対象者 週2回程度 要支援2 を基本として、ケアマネジメントで適切に判断されたい。 なお、本人の状態により週2回程度の利用が必要と考える場合、引き続き要支援2の認定が必要となる。

Q	曜日を分けて運動型通所サービスを提供できるか
	(質問内容) 介護予防通所サービス(3-5hでの運営)を月曜～金曜日まで実施して、土曜日のみを運動型通所サービスとしても良いのでしょうか。
A	提供可能。ただし、土曜日は運動型通所サービスの単独提供となり、単独提供型の指定基準を満たす必要がある。

Q	人員配置の資格
	(質問内容) 人員配置としては、機能訓練指導員は資料にはPT・OT・ST 等になっていますが、看護師でもよいのでしょうか。(管理者兼介護職員・看護師で成り立ちますか)
A	機能訓練指導員の資格要件は従前のおりである。よって、機能訓練指導員として看護師、准看護師も可能である。 管理者は管理者の責務等定められた職務を果たすうえで支障がない限り兼務は可能である。質問がどのサービスを想定しているか不明なため、一概には言えないが、運動型通所サービスの単独提供に限って、運動型通所サービスの利用定員を15人以下とするならば、管理者兼介護職員と機能訓練指導員(看護師)で資格要件を満たすことは可能である。

Q	人員配置
	(質問内容) 基準緩和型の場合は、4月以降は利用者の人数は要支援の方も含めて、15人までと考えてよいのでしょうか。管理者兼介護職員・看護師の二人で対応しても良いのでしょうか。
A	現行相当型を介護予防通所サービス、基準緩和型を運動型通所サービスとする。 必要な職員を適切に配置し、面積要件を満たす(※)ならば、定員の設定は自由である。 運動型通所サービスの利用定員を15人以下とするならば、管理者兼介護職員と機能訓練指導員(看護師)で資格要件を満たすことは可能である。 (※)例えば、通所介護(密着含む)、介護予防通所介護、介護予防通所サービスの定員を30名、運動型通所サービスの定員を10名として一体的に同一の場所でサービス提供を行う場合は、食堂及び機能訓練室の面積は(30名+10名)×3㎡=120㎡ 以上必要である。

Q	加算の種類
	(質問内容) 総合事業の場合は、加算は何か取れるのでしょうか。基本の1,403円と2,877円のみでしょうか。
A	熊本市HP「熊本市介護予防・日常生活支援総合事業の単位について」の掲載資料を参照されたい。

Q	申請期限
	(質問内容) 4月より対応しようとした場合は、総合事業への手続き用の書類は、何をそろえておけばよろしいのでしょうか。また何時迄にそろえておく必要がありますか。
A	熊本市HP「総合事業(第1号事業)の事業者指定申請書について」の掲載資料を参照されたい。

Q	指定基準の区分
	(質問内容) 平成28年10月25日事業者説明会資料P29、5.通所型サービスについて ①～③に関して、基準緩和型通所介護(現行相当との一体的提供)に対しては該当しないとの事によろしいのでしょうか。
A	貴見のとおり。

Q	サービス提供場所について
	(質問内容) 別の場所での実施は、一般型フロアと重複は認められないか。同敷地内地域交流スペースは可能か。
A	質問は運動型通所サービスを別の場所で行うこと(単独提供)についてと仮定し、一般型フロアとは特別養護老人ホーム等の一般来客用等のフロアと想定する。 通所サービスの性質として、設備基準に専用規定があるため、原則として、営業時間中に使用する設備は運動型通所サービス専用の設備となる。また、単独提供となるため、前述の営業時間は管理者の常勤要件を満たすだけの時間が必要である。よって、単独提供の場合、他用途との重複や地域交流スペースとの兼用は想定されづらいものである。 なお、開設しようとする施設(特別養護老人ホーム等)に地域介護・福祉空間整備交付金等が交付されている場合、用途外使用となり、財産処分が発生することがあるため、極めて慎重に取り扱い願いたい。 最終的には個別案件での対応となるため、市に事前相談を行っていただきたい。
Q	運動型のサービス内容は
	(質問内容) 運動型通所サービスはリハビリ目的との解釈であるが、利用者によってはアクティビティーのみや入浴を希望した場合は可能なのか。
A	運動型通所サービスについては、運動の実施による機能訓練を中心としたサービスであると考えている。 自立支援として入浴訓練の支援を行うような場合や、健康状態等により運動に参加できず、アクティビティーのみに参加するような場合は、介護予防型通所介護が適当であると考えている。